第８１回　国有財産九州地方審議会

議　　事　　録

日　時　　令和５年１２月１日

場　所　　熊本地方合同庁舎

国有財産九州地方審議会委員名簿

令和５年１２月１日

氏　　名	職　　名	備　考
いずみ　じゅん 泉　　　潤	㈱熊本日日新聞社　論説委員長	
お　いけ　ち　か　こ 尾　池　千　佳　子	九州綜合サービス㈱　代表取締役	
おお　がみ　とも　こ 大　神　朋　子	國武綜合法律事務所　弁護士	
おお　ぐす　ゆ　み　こ 大　楠　由　美　子	㈱九銀不動産鑑定所　不動産鑑定士	
おお　もり　よう　こ 大　森　洋　子	久留米工業大学 建築・設備工学科　教授	
かさ　はら　よし　ひさ 笠　原　慶　久	㈱肥後銀行　代表取締役頭取	
しば　た　ゆう 柴　田　　祐	熊本県立大学 環境共生学部　教授	
しば　と　たか　しげ 柴　戸　隆　成	㈱福岡銀行　代表取締役会長	
た　なか　とし　ひこ 田　中　稔　彦	金剛㈱　代表取締役社長	
とお　や　こう　じ 遠　矢　浩　司	㈱西日本新聞社　監査役	
みち　なが　ゆき　のり 道　永　幸　典	西部ガスホールディングス㈱　代表取締役社長	
よし　もと 吉　元　みどり	(社福)州鵬会　常務理事	

（敬称略、五十音順）

第８１回国有財産九州地方審議会

【九州：石川管財総括第一課長】

お待たせいたしました。定刻前ではございますけれども、皆様お揃いでございますのではじめさせていただきます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます九州財務局管財総括第一課の石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座してすすめさせていただきます。

本審議会は、基本的に熊本市と福岡市とで交互に開催させていただいております。委員の皆様方におかれましては、ご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

大神委員と道永委員におかれましては、所用により、リモートでご出席いただいておりますことを、ご報告させていただきます。

大神委員、道永委員におかれましては、ご質問等でご発言をされる際は、「挙手ボタン」を押していただくか、カメラに向かって挙手していただくなどの方法でお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様方におかれましては、ご発言いただく際には恐れ入りますけれども、卓上マイクを口元にお近づけのうえお願いしたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

今回からタブレットによるペーパーレスとさせていただきました。資料は、タブレット画面上部に、左から、会議次第、委員名簿、配席図、諮問書、諮問事項資料、報告事項資料のタブを並べておりますので、クリックしてお開きいただければと思います。

【九州：石川管財総括第一課長】

それでは会議次第の１.委員の皆様のご紹介でございます。今回の審議会は、本年５月２８日の委員改選後、初めての審議会でございますので、ご出席いただいております委員の皆様を、五十音順にご紹介させていただきます。

最初に、株式会社熊本日日新聞社論説委員長 泉潤様でございます。

【泉委員】

熊本日日新聞の泉でございます。よろしくお願いいたします。

【九州：石川管財総括第一課長】

続きまして、九州綜合サービス株式会社代表取締役 尾池千佳子様でございます。

【尾池委員】

九州綜合サービスの尾池でございます。どうぞよろしくお願いします。

【九州：石川管財総括第一課長】
尾池様には、今回新たにご就任いただいております。
続きまして、國武綜合法律事務所弁護士 大神朋子様でございます。
【大神委員】
よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
続きまして、株式会社九銀不動産鑑定所不動産鑑定士 大楠由美子様でございます。
【大楠委員】
大楠と申します。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
続きまして、久留米工業大学建築・設備工学科教授 大森洋子様でございます。
【大森委員】
大森です。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
大森様には、今回新たにご就任いただいております。
続きまして、株式会社肥後銀行代表取締役頭取 笠原慶久様でございます。
【笠原委員】
笠原でございます。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
続きまして、熊本県立大学環境共生学部教授 柴田祐様でございます。
【柴田委員】
柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
柴田様には、今回新たにご就任いただいております。
続きまして、株式会社福岡銀行代表取締役会長 柴戸隆成様でございます。
【柴戸委員】
柴戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
続きまして、金剛株式会社代表取締役社長 田中稔彦様でございます。
【田中委員】
田中でございます。よろしくお願いします。
【九州：石川管財総括第一課長】
続きまして、西部ガスホールディングス株式会社代表取締役社長 道永幸典様でございます。

【道永委員】
道永でございます。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
続きまして、社会福祉法人州鵬会常務理事 吉元みどり様でございます。
【吉元委員】
吉元でございます。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
続きまして、株式会社西日本新聞社監査役 遠矢浩司様でございます。
【遠矢委員】
遠矢です。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
以上、ご就任いただきました１２名の委員の皆様でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【九州：石川管財総括第一課長】
次に、財務局側を九州局、福岡局の順にご紹介させていただきます。
九州財務局長の河村でございます。
【河村九州財務局長】
河村でございます。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
同じく管財部長の藤田でございます。
【九州：藤田管財部長】
藤田でございます。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
福岡財務支局長の中澤でございます。
【中澤福岡財務支局長】
中澤でございます。よろしくお願いいたします。
【九州：石川管財総括第一課長】
同じく管財部長の原でございます。
【福岡：原管財部長】
原でございます。よろしくお願いいたします。

【九州：石川管財総括第一課長】
続きまして会議次第の２でございます。会長の選任に移らせていただきます。
先ほど申し上げましたとおり、今回は任期満了に伴います委員改選後、初めての審議会でございますので、まず会長を選任していただくことになります。

会長の選任につきましては、国有財産法施行令第６条の５の規定により、委員の互選により選任することとなっております。

したがいまして、委員の皆様の中から選任していただくこととなりますが、ご提案がございましたら、お申し出いただきたいと思います。

（遠矢委員挙手）

遠矢委員、お願いいたします。

【遠矢委員】

これまでのご経験や見識からみて、引き続き、柴戸委員にお願いできましたらどうかと思います。もちろん柴戸委員のご了解が得られればということになりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

【九州：石川管財総括第一課長】

ありがとうございます。柴戸委員よろしいでしょうか。

【柴戸委員】

わかりました。

【九州：石川管財総括第一課長】

ありがとうございます。 皆様のご賛同と柴戸委員のご承諾によりまして、柴戸委員に国有財産九州地方審議会会長にご就任いただくことが決定いたしました。それでは、柴戸会長には、会長席の方にお移りいただきたいと存じます。

続きまして、会長代理でございますが、国有財産法施行令第６条の５により、「会長があらかじめ指名する」と規定されております。柴戸会長にご指名をお願いしたいと思います。

【柴戸会長】

それでは、会長代理につきましては、笠原委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【笠原委員】

かしこまりました。よろしくお願いいたします。

【九州：石川管財総括第一課長】

ありがとうございました。それでは、これより柴戸会長に議事の進行を、お願いしたいと存じます。

柴戸会長、よろしくお願いいたします。

【柴戸会長】

ただいま、会長に選任いただきました柴戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。この国有財産九州地方審議会は、ご承知のとおり、九州財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産を、国土の健全な発展のために、いかに有効に活用していくかということを審議する大変重要なものでございます。

会長として本審議会の使命を果たすために、円滑な運営に努めて参りたいと思いますので、委員各位におかれましては、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、第８１回国有財産九州地方審議会を開催いたします。本日の審議会につきましては、お手元の会議次第により進めて参りたいと思います。

最初に、本審議会の成立につきまして、事務局から報告をお願いします。

【九州：石川管財総括第一課長】

事務局でございます。本審議会の委員の定数は１２名でございます。本日は、リモートによるご出席２名を含めまして、１２名のご出席をいただいております。

これは、国有財産法施行令第６条の８第１項の規定により「委員の半数以上の出席で会議を開き議決する」との会議成立要件を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

【柴戸会長】

ありがとうございました。

次に、本審議に先立ちまして、九州財務局 河村局長からご挨拶をお願いします。

【河村九州財務局長】

改めまして九州財務局長の河村でございます。

本日はご多用の中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。第８１回国有財産九州地方審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素から国有財産行政をはじめ、財務局の業務全般にわたり、格別のご理解、ご指導を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、今回の諮問事項は、「熊本市東区栄町及び北区植木町に所在する留保財産を、二段階一般競争入札に付すことについて」とさせていただいております。また、この手続きを行うために設置する審査委員会の委員候補者の選定をご審議いただきたいと思っております。

栄町及び植木町の２件の留保財産の処理方針につきましては、昨年１２月に開催した第７９回審議会において、利用用途を特定することなく、随意契約又は二段階一般競争入札の方法により処理を進めることが適当との答申をいただいておりました。その答申を受けまして、その後、当局において公的な利用要望を受け付けましたが、要望がなかったことから、今後は二段階一般競争入札の方法により処理をすすめていきたいと考えております。

私たち財務局は、地域に根差し、地域と連携しつつ、組織としての総合力を発揮して、地域貢献に取り組むことを使命としております。

今回の諮問事項である２件の留保財産につきましては、二段階一般競争入札による定期借地を行うことにより、地域のまちづくりに配慮しつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用にも反映させることで、地域に貢献できるものと考えております。

国民共有の貴重な財産である国有財産について、皆様から頂戴するご意見等を踏まえ、最適な形での管理処分に努めて参りますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、審議会開催にあたっての私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

【柴戸会長】

河村局長、どうもありがとうございました。

それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。本日、ご審議いただきます事案は、お手元のタブレットにあります諮問書のとおりでございます。

それでは、九州財務局から、諮問事項について説明をお願いします。

【九州：藤田管財部長】

九州財務局管財部長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。スクリーンをご覧ください。また、タブレットでは、画面上部のタブにあります諮問事項資料をお開きください。

それでは、諮問事項「熊本市東区栄町及び北区植木町に所在する留保財産を二段階一般競争入札に付すことについて」をご説明いたします。

タブレットでは、１ページをご覧ください。

初めに、留保財産の制度と、今回対象となっている熊本市の２件の財産の概要につきまして改めてご説明申し上げます。

「留保財産」とは、有用性が高く希少な国有地について、将来世代における行政需要や地域ニーズに対応していく観点から、所有権を国に留保し、定期借地権による貸付けを行うことで財政収入を確保しつつ、有効活用、最適利用を

図ることとした財産でございます。留保財産の選定基準につきましては、画面に表示した点線で囲まれた青色表示のとおりとなってございます。
２ページをご覧ください。
今回、諮問させていただく財産は、熊本市内の４件の留保財産のうち③、④の財産でございます。
３ページをご覧ください。
こちらは熊本市内に所在する留保財産の位置図でございます。赤く示している財産が、今回諮問する２件の財産の位置でございます。
４ページをご覧ください。
各財産の概要でございます。東区栄町の財産は、旧合同宿舎栄町住宅です。面積は４，１３３．４１㎡、その他物件の概要は記載のとおりでございます。
５ページをご覧ください。
北区植木町の財産は、旧九州農業試験場植木庁舎の一部です。面積は２，０７１．４９㎡、その他物件の概要は記載のとおりでございます。
６ページをご覧ください。
留保財産の処理に関する事務フローは、画面に表示したとおり、これまでご審議いただいたものでございますが、改めて簡単にご説明いたします。
上から順に、留保財産の決定、利用方針案の作成、利用方針の決定というプロセスで進めてまいりました。上から２つ目の利用方針案の作成のところに記載がございますとおり、地方公共団体との議論や民間のニーズ調査等を踏まえて利用方針の検討をいたしました。定期借地権による貸付を前提とした利用方針の策定は用途に応じて契約方法や貸付期間が定められており、下の方に４つ並んだ四角にありますとおり、利用方針①～④の４類型に分けております。公的利用用途に絞り込む利用方針の場合は一番左の①、公的利用用途と民間利用用途の複合施設とする利用方針の場合は②、民間利用用途に限定する利用方針の場合は③となります。これら①から③の用途の特定がされないものについては④とし、「利用用途の特定なし」として処理を進めるものです。東区、北区の財産とも、この一番右の④「利用用途の特定なし」として随意契約または二段階一般競争入札の処理を進める方針といたしまして、第７９回審議会にて諮問し、ご審議のうえ適当である旨の答申をいただいているところです。
７ページをご覧ください。
利用方針を決定した後の処理の流れでございます。
第７９回審議会の答申を受け、令和５年１月１１日から４月１０日までの３カ月間、公的利用要望の受付を実施しました。地方公共団体である熊本県と熊本市の利用要望の有無についてはそれまでの協議の過程で確認しておりますが、それ以外、例えば学校法人や社会福祉法人など地方公共団体以外にも公共

随意契約が可能な先がございます。それらを含む公的利用の要望について、３か月間九州財務局のホームページ上に公開のうえ受付いたしましたが、結果として要望はございませんでした。下の赤枠左の「要望なし」から、青表示の二段階一般競争入札の実施について進めているところでございます。

８ページをご覧ください。

「定期借地権による貸付のための二段階一般競争入札とは」についてご説明いたします。

⑴でございますが、あらかじめ開発条件を設定しまして、参加希望者から開発条件を踏まえた土地利用に関する企画提案を求めた上で、外部の有識者で構成される審査委員会において当該提案を審査し、審査通過者により一般競争入札を行う手法となります。企画提案書受付から、審査通過者決定までが第一段階、そして、審査を通過した方々により価格競争による入札を行う。これが第２段階です。この一連の手続きを二段階一般競争入札と呼んでおります。二段階一般競争入札の手続きは、審査委員会の設置を含め、財務省理財局通達で定めているものでございます。

９ページをご覧ください。

二段階一般競争入札の審査委員会について、ご説明します。

二段階一般競争入札を実施する際は、財務局長が審査委員会を設置すること。また、審査委員を選任するには、国有財産地方審議会へ諮問することとされております。「審査委員会の業務」は、⑴に記載しているとおりでございます。まず、入札案内書（案）の確認をしていただきます。開発条件や企画提案書の審査項目、具体的には企画提案内容の審査要領となります。これらが含まれる「入札案内書の案」をご確認いただき、必要に応じてご意見をいただきます。

次に、ご確認いただいた入札案内書に基づいて入札手続きを進めてまいりますが、企画提案書の提出を受けましたら、企画提案審査要領に基づいて、その審査を行っていただき、審査結果を財務局長にご報告いただくことになります。審査委員会の主な業務は以上となります。

続きまして、⑵の審査委員の選任につきまして、ご説明します。財務省通達に基づき、審査委員会の委員は記載してございます①～③の各分野から選任し、３名で構成することとしております。審査委員長は審査委員の互選で決定いたします。また、国有財産の管理処分に係る事務に従事する者といたしまして、財務局管財部長が、オブザーバーとして参加させていただくこととなっております。なお、審査委員が審査委員会の業務を行うことが困難となった場合には、通達に基づきまして、財務局長は新たな審査委員を選任することができることとなっており、新たな委員の選任後、国有財産地方審議会に報告させていただくこととしております。

１０ページをご覧ください。
こちらは、財務省理財局の二段階一般競争入札の取扱い通達に定められております企画提案書に対する標準的な主な審査項目になります。資料に沿って、審査の項目と審査の視点についてご説明いたします。資力につきましては、開発するための十分な資力を有しているか。開発実績及び運営実績につきましては、実行できる経験を兼ね備えているか。開発コンセプトにつきましては、開発条件を反映しているか、また、地域経済・まちづくりの活性化が見込まれるか。開発手法につきましては、実現性があるか。開発スケジュールにつきましては、着工までの手順に不備はないか、また、工事期間は適切か。事業収支見込につきましては、収入及び支出の見込みが適切に設定されているか、また、事業継続性の確保策は、想定したリスクと対策が適切か。開発計画及び運営計画につきましては、法令等に適合し、公序良俗に反しない計画となっているか、また、地域の地区整備計画や景観計画に対応した計画となっているか。このような内容について、企画提案の審査要領に基づいて審査委員会にて審査することとなります。
１１ページをご覧ください。
契約条件につきまして、ご説明させていただきます。
契約相手方は、企画提案審査通過者による価格競争入札により決定いたします。契約の種類・期間は３０年の事業用定期借地契約となります。利用計画は落札者の企画提案に基づく開発計画になります。主な特約条項につきまして、本財産は二段階一般競争入札により落札者を決定すること及び契約期間が長期に及ぶことを考慮しまして、「企画提案書に基づく建築物の竣工」、「契約履行状況調査への協力」、「土地の転貸・借地権譲渡の原則禁止」などの特約を契約書に盛り込む予定としております。
１２ページをご覧ください。
最後に今後のスケジュールを記載しております。
諮問のとおりで適当である旨のご答申をいただいた場合、令和６年２月を目途に審査委員会を設置し、開発条件及び企画提案審査要領などを内容とした入札案内書を審査委員会でご確認いただいたうえ、４月を目途に入札公告を行いたいと考えております。その後、半年程度かけまして、第１段階の一次審査で企画提案書の書面審査を行います。次に一次審査通過者から二次審査としてプレゼンテーションを受け、審査委員会で内容の審査を行い、審査通過者を決定いたします。その第１段階通過者により、第２段階として、令和７年２月を目途に価格競争による入札を行い、最も高い価格の賃料を入札した者を落札者として決定し、３月頃には契約締結をしたいと考えております。
簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【柴戸会長】

ありがとうございました。

ただ今、説明がございました諮問事項につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。オンラインで参加のお二人もよろしいでしょうか。

（「よろしいです」の声）

【柴戸会長】

それでは特に意見もないようでございますので、本諮問については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【柴戸会長】

ありがとうございました。それでは諮問のとおり答申することを決定いたしました。

続きまして、報告事項につきまして、九州財務局から説明をお願いします。

【九州：藤田管財部長】

それでは、タブレット画面上部のタブにあります、報告事項資料をお開きください。

次のページ⑴国公有財産の最適利用プランの変更についてご説明させていただきます。

財務省では、地方公共団体と連携して、地域の国有財産・公有財産について中長期的な観点からの最適利用、エリアマネジメントについて積極的に取り組んでいるところでございます。

本日ご説明させていただくのは、平成３０年９月に開催しました第７２回審議会に報告させていただいた大分県佐伯市の「最適利用プラン」の変更の件でございます。今般、佐伯市と調整を行い、佐伯市における利用計画の変更を行いましたので、ご説明させていただきます。

１ページをご覧ください。

この資料は第７２回審議会の際の説明資料でございます。佐伯税務署については、佐伯市より、賑わい創出や行政サービスの集約を進めるため、市役所の徒歩圏内に新しい税務署を整備して欲しいとの要望を受けたことから、佐伯市

役所近隣の佐伯市が有する土地にて整備を行ったところでございます。一方、税務署跡地については、税務署の移転後に、佐伯市が都市公園を整備する計画としておりました。

２ページをご覧ください。

佐伯市は、税務署跡地での都市公園の整備に代えて、日本語学校を誘致したいとしております。佐伯市は、人口減少や少子高齢化が進む中、経済を支える生産人口の減少による経済の縮小や労働力不足が問題となっており、日本語学校の誘致は、毎年多くの外国人留学生の受け入れが見込まれることから、定住人口の増により人口減少や労働力不足への対応等に寄与するものと考えております。税務署跡地の利用計画について、中長期的な観点から最適利用プランを変更した事案でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【柴戸会長】

ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは特にご意見もないようですので、続いて、福岡財務支局からの報告事項につきまして、説明をお願いします。

【福岡：原管財部長】

福岡財務支局 管財部長の原でございます。

ここからは、福岡財務支局の報告事項をご説明させていただきます。

まず、⑵福岡市博多区麦野及び板付、中央区舞鶴並びに南区野多目に所在する留保財産の処理状況についてでございます。

６ページをご覧ください。

本事案につきましては、令和４年５月開催の第７８回審議会において、利用方針を公共随契対象施設である「介護施設」とすること、及び福岡市が公募によって選定する社会福祉法人に対して、特別養護老人ホーム等敷地として定期借地権により貸付けを行うことについて、適当と認めるご答申をいただいております。その後、令和４年度に福岡市が実施した公募におきまして、福岡市博多区板付と南区野多目の財産の貸付を要望する社会福祉法人が採択されましたので、当該社会福祉法人に対して、特別養護老人ホーム等敷地として定期借地権により貸付を行いました。

７ページをご覧ください。

こちらは、福岡市内に所在する留保財産の位置図でございまして、赤で示したところが、今回契約を締結した２つの財産でございます。

８ページをご覧ください。
こちらは博多区板付の航空写真でございまして、対象財産を赤枠で表示しております。
９ページをご覧ください。
財産の処理状況及び相手方の利用計画でございます。
処理状況としましては、社会福祉法人敬愛園と令和５年６月２８日に定期借地契約を締結いたしました。契約期間は５２年間で、令和５７年６月２９日に返還となります。相手方の利用計画は、地域密着型特別養護老人ホーム２９床などとなっております。令和５年８月から工事に着工しており、令和６年７月に竣工予定、開設時期は令和６年８月を予定しております。
１０ページをご覧ください。
こちらは南区野多目の航空写真でございまして、対象財産を赤枠で表示しております。
１１ページをご覧ください。
財産の処理状況及び相手方の利用計画でございます。
処理状況としましては、社会福祉法人徳和会と令和５年９月２７日に定期借地契約を締結いたしました。契約期間は５２年間で、令和５７年９月３０日に返還となります。相手方の利用計画につきましては、広域型特別養護老人ホーム９０床などとなっております。令和５年１０月から工事に着工しており、令和７年１月に竣工予定、開設時期は令和７年３月を予定しております。
１２ページをご覧ください。
介護施設に利用することでご答申いただいている残る２つの財産を赤で示しております。右下の博多区麦野と左上の中央区舞鶴の財産につきましては、福岡市が令和４年度に実施した公募において不採択となりましたので、令和５年度以降の公募において採択された社会福祉法人と、定期借地権により貸付契約を締結する予定としております。
次に⑶福岡市博多区東公園に所在する留保財産の処理状況について、でございます。
１３ページをご覧ください。
本事案は、令和４年１２月開催の第７９回審議会において、利用方針を福岡県に対し福岡武道館用地として定期借地権により貸付することについて、適当と認めるご答申をいただいております。
１４ページをご覧ください。
こちらは付近の航空写真でございまして、対象財産を赤枠で表示しております。
１５ページをご覧ください。

財産の処理状況及び相手方の利用計画でございます。
処理状況としましては、福岡武道館用地として福岡県と令和５年７月１９日に定期借地契約を締結いたしました。契約期間は７０年間で、令和７５年７月３０日に返還となります。
建物は、地上４階・地下１階建でございまして、令和５年１０月から工事に着工しており、令和７年１１月に竣工予定、運用開始は令和８年４月を予定しております。
次の１６ページは完成イメージでございます。
１７ページをご覧ください。
こちらは武道館の断面構成でございます。地下１階に駐車場とサブアリーナ、１階に相撲場、２、３階部分に剣道場や柔道場として利用する武道場、４階に弓道場、という計画になっております。
最後に、⑷の福岡市中央区大手門に所在する普通財産・福岡家庭裁判所跡地の処理についての進捗状況をご報告します。こちらは、令和４年１２月開催の第７９回審議会において、二段階一般競争入札により売払うことについて、適当と認めるご答申をいただいております。
１８ページをご覧ください。
財産の概要は、ご覧のとおりでございます。
１９ページをご覧ください。
進捗状況及び今後のスケジュールにつきましては、前回、令和５年５月の審議会でご説明したスケジュールどおりに進んでいるところでございます。
福岡財務支局からの報告は以上でございます。

【柴戸会長】
ありがとうございました。ただいまの報告事項につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

【遠矢委員】
ご説明があった４番目の大手門の普通財産にかかる進捗状況ということですが、一言だけ言わせていただくと、スケジュールが出ていますが、以前の資料と同じで、これが進捗状況の報告と言えるのかというところが、私は疑問に思っております。色々差しさわりがあるので、言えないでしょうが、こういう進捗状況の報告であれば、ほとんどいらないのではないかと思っております。以上です。

【柴戸会長】
　ただいまのご意見につきまして事務局からあればお願いします。

【福岡：原管財部長】
　ご指摘のとおりと考えております。前回の審議会におきまして、都度、進捗状況をご報告するとお約束しておりましたので、今回、このような報告になりました。内容につきましては、既に企画提案書の審査まで進んでおりますが、来年 1 月に価格競争入札を実施いたしますので、今お話しできることとしては今回の内容という状況でございます。ご了解いただければと思っております。

【柴戸会長】
　遠矢委員、よろしいでしょうか。

【遠矢委員】
　はい。

【柴戸会長】
　スケジュールどおり進んでいるということですね。

【福岡：原管財部長】
　そうでございます。

【柴戸会長】
　分かりました。他にご質問、ご意見があればお願いします。オンライン参加の二人もよろしいでしょうか。

【道永委員】
　はい、大丈夫です。

【大神委員】
　大丈夫です。

【柴戸会長】
　それでは他にご意見もないようでございますので、事務局からの報告につきましては、これをもって終了とさせていただきます。

最後に、福岡財務支局の中澤支局長からご挨拶をお願いいたします。

【中澤福岡財務支局長】

福岡財務支局の中澤でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、諮問事案につきましてご審議いただきまして誠に有難うございました。

また、報告事項に関しても厳しいご指摘をいただきまして、今後の参考にさせていただきたいと思います。

冒頭、九州財務局長から発言がありましたとおり、財務局は地域連携・地域貢献に取り組んでいるところでございますが、国有財産が地域・社会のニーズに沿って有効に活用されるよう、今後、適切に処理を進めて参りたいと存じます。

最後になりますが、委員の皆様には、今後とも、国有財産行政はもとより、財務行政全般にわたりまして、ご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【柴戸会長】

支局長、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

皆様、お疲れ様でした。本日はお忙しい中ご出席をいただきましたこと、また進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

なお、本日の審議結果につきましては、従来どおり、議事録等を公表することとしております。

詳細につきましては、私から事務局に指示した上で、対応することでご了解いただきたいと思います。

それでは、事務局にお返しします。

【九州：石川管財総括第一課長】

柴戸会長はじめ委員の皆様、誠にありがとうございました。

音声等で多々不手際がありましたことをお詫び申し上げます。

本日決定いただいた内容につきましては、後ほど答申書という形で、柴戸会長に答申いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど、柴戸会長から議事録の公表についてご説明がございましたが、本日の議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認いただいた後、九州財務局及び福岡財務支局のホームページにて公開することとしております

ので、ご了承いただければと存じます。
　以上で、本日の審議会は終了でございます。本日は誠にありがとうございました。

（了）